

令和5年度第1回神奈川県自然環境保全審議会自然保護部会議事録

日 時 令和5年8月31日（木）14:30～16:30

場 所 神奈川県中小企業共済会館6階会議室

出席者 倉本宣委員、小泉清隆委員、小泉透委員、武生雅明委員、天白牧夫委員、
畠山義彦委員、廣石幾委員、松村正治委員、渡辺立子委員、難波達哉委員、
新堀史明委員、渡辺紀之委員、米村和彦委員、佐々木ナオミ委員、阿部将
太郎委員、村田邦子委員

※渡辺紀之委員は諮問事項1の質疑終了時点で退席

議 事

<事務局（自然環境保全課副課長）>

お待たせいたしました。部会の方を開催させていただきたいと思います。

自然保護部会の開会に先立ちまして、事務局より現在の委員の皆様の出席状況をご報告いたします。

現在、委員20名中16名のご出席をいただいておりますので、神奈川県自然環境保全審議会条例第7条において準用する第4条第2項の規定により、本日の部会は定足数を満たしております。

次に、自然保護部会から出席しております県幹部職員を紹介いたします。

戸田都市緑地担当部長でございます。

次に、資料を確認させていただきます。

まず、あらかじめ委員の皆様へ送付いたしました資料として、会議次第、知事からの諮問書の写し、自然保護部会員名簿、諮問資料1、2、3、報告資料1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4、5、6でございます。

また、本日お手元にお配りいたしました資料といたしまして、座席表、差替版の報告資料1-1、1-2でございます。こちらの報告資料については、お手数ですが本日机上配布したものに差替えをお願いいたします。もし、お手元がないものがございましたら、事務局にお申し出ください。

また、本日の傍聴人はいらっしゃいません。

それでは、先ほどの審議会で小泉透会長が本部会の部会長に選任されましたので、小泉透部会長に議長をお願いいたします。

<小泉（透） 部会長>

はい、それでは引き続きよろしくお願ひいたします。ただ今から令和5年度第1回神奈川県自然環境保全審議会自然保護部会を開会いたします。お手元の会議次第により、議事を進めます。

まず、「議題1 副部会長の選任」についてでございます。ご意見のある方はご発言ください。

ご意見無いようですので、事務局として何か案はありますか。

<事務局（自然環境保全課副課長）>

通例ですと、審議会の副会長に副部会長の兼任をお願いしております。

<小泉（透） 部会長>

それでは、武生委員に副部会長をお願いしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

はい、ありがとうございます。それでは、副会長席の方にご移動お願ひいたします。

それでは、ひと言ご挨拶いただけますでしょうか。

<武生副部会長>

はい、東京農業大学の武生です。遅れてしまいまして申し訳ありません。久しぶりにこうした対面で会議できるということで、忌憚のない意見が出ることを期待されます。よろしくお願ひいたします。

先月行われました生物多様性計画の改定に関する検討委員会に、私も委員として出ているのですが、そちらでも久しぶりの外部会議で活発な意見交換がありました。そちらでの案が議題になると聞いております。今日話し合いがあると思いますが、どうぞよろしくお願ひします。

<小泉（透） 部会長>

次に、「議題2 諮問事項」でございます。本日は3件諮問事項がございます。

それでは、「諮問事項1 丹沢大山鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」の説明を事務局からお願ひします。

<事務局（自然環境保全課野生生物グループリーダー）>

諮問資料により説明

<小泉（透） 部会長>

はい、ありがとうございます。それでは、ただ今事務局から説明がありましたこの件につきまして、ご意見、ご質問のある方は、順次挙手でご発言ください。

<畠山委員>

3点ほどあります。まず1点目、同じ面積を再指定すると思いますが、生物多様性計画で保全区域を増やしていきましようという流れがある中で、鳥獣保護区を増やす予定はないのでしょうか。逆に、それがなければ、他にどこの部分で増やしていくのでしょうか。

2点目、計画書の後半、4（3）で「農林水産物の被害状況」との記載があります。今年、ツキノワグマが誤ってイノシシのわなにかかって放獣（正しくは、わなから外れて逃走）、捕殺となりましたが、今、ツキノワグマは県のレッドデータブックで絶滅危惧種に指定されている中で、なるべく殺さなくて済むように県としてどう管理していくか、またルール化していくとか、その辺を検討いただけたらと思います。

3点目、和暦で表現されているのですが、資料に西暦を併記していただけたらと思います。

<小泉（透） 部会長>

はい、ありがとうございます。それでは、一つ一つ答えていただくことにしまして、事務局から回答お願いいたします。

<事務局（自然環境保全課長）>

まず、1点目の鳥獣保護区の特別保護地区の再指定のお話ですが、確かに冒頭のご挨拶にもありました国際的な動きや、国家戦略の中でも30by30ということが言われています。これは既に法令等で保護されている地域に、法令等で保護されてなくても、生物多様性の保全が図られる区域も加えて30%を確保していこうというものです。鳥獣保護区は非常に広く、若干区域の動きはありますが、この中にある特別保護地区というのは非常に厳しい規制のかかる場所ですが、土地を取得することなしに、所有者の方に持っていただいたまま、そこに規制をかけるものです。これは学術的観点や社会的観点からかなり色々検討の上、設定されたもので、その区域は、今後全く変わらないということではないですが、そう簡単に変わるものではありません。今回もこの特別保護地区を広げるとか狭めるということは、議論にはなっておりません。本当にその区域が指定するに値するか、あるいは広げる必要があるかということについては、一応精査してございますけれども。

そうすると、30by30 に向けてどこで増やしてくのかということになりますけれども、一つは法令に則った保護地域が増える要素となります。特に開発圧にさらされている都市部において、非常に小面積ですけれども、少しずつ公有の緑地を確保しております。また、法令に拠らないものとしては、本県では県独自の取組として、県民ぐるみでやっているナショナルトラスト運動で、トラスト緑地を皆様からいただいたご寄付をもとに、法令では守れない貴重な植生を保っている場所を買い入れて守っています。それから、新しく国が設定した「自然共生サイト」という枠組みで、企業や団体が新たに場所を確保して生物多様性の保全に関わっていく、こういった取り組みで地道に増やしていくものと考えております。

それから、2点目のツキノワグマの関係です。ツキノワグマは本県のレッドデータブックの絶滅危惧種であり、本県では、狩猟は禁止ではありませんが、自粛されている動物です。希少種であり、豊かな生態系を象徴する生き物であると同時に、時として人里へ来て、育てているものをとってしまう、あるいは住民の安全を脅かすといった危険な側面を持ち合わせています。神奈川県では、市町村や関係機関・団体・学識者等と協力し合って、ツキノワグマをなるべく殺さずに危険を回避する方法をとっています。まず、里へ出てきたときは、追い払いやツキノワグマを引き寄せてしまう物の除去、ツキノワグマを引き付けないようにガードするということをします。それでも里に来てしまうときは、県の方でドラム缶わなを仕掛けてクマを捕まえて、奥山のなるべく危険のないところに、人を怖がらせるような学習付けをして放ちます。それがなかなかできないところや、それをしても里に出てきてしまう執着性の強い危険なクマについてはやむなく殺処分します。委員からお尋ねのあった、今回立て続けに発生した殺処分については、学習放獣というのはすごく難しいのですが、住民にとって怖い動物を放つわけなので、放獣地の調整ですとか、あるいは放獣地は奥山にありますから、そこに行くためのアプローチとして使う林道の状況、そういったことが、条件が重なると放獣地が確保できないことがあります。そうすると県でクマを放獣することは不可能ですので、合意の下で殺処分せざるを得ないこととなります。ただし、殺処分したクマはそのままにしておくのではなく、県立博物館ですとか、所定の専門機関で解剖してデータを取って、今後のクマとの共存に活かしていくようにやっております。今回起きたクマの捕獲は、クマを捕まえようとしたわけではなくて、イノシシやシカといった農作物等への被害が大きな動物を獣害対策として捕獲するための罠に誤ってかかってしまったものになります。昨年度策定したシカ管理計画、イノシシ管理計画の中では、錯誤捕獲を防ぐための留意事項ですとか、心がけるべきこと、情報共有等についてしっかり記載すると同時に、折に触れて錯誤捕獲防止の注意喚起をしています。そうしても起きてしまうのが錯誤捕獲なのですが、錯誤捕獲はクマがかわいそうだけではなく、地域の住

民にとっても危険な事象ですので、今後も市町村や専門家からアドバイスをいただきながら、起こらないように努めていきたいと思えます。

3点目の表記については、計画の方は留意して両方併記してきましたが、資料の方についても今後の検討とさせていただきます。ご指摘ありがとうございます。以上です。

<小泉（透） 部会長>

はい、畠山委員よろしいでしょうか。

<畠山委員>

はい、ありがとうございました。

<小泉（透） 部会長>

他、ご意見ご質問ありましたら。

渡辺紀之委員お願いします。

<渡辺（紀） 委員>

ツキノワグマの学習放獣に関して、所在地は山北町の奥山だろうと想像するのですが、私の記憶だとレッドデータブック、いわゆる絶滅危惧種の生息状況を確認するというのは2006年が最後だったという気がします。神奈川県に関して、特別保護地区の再指定をするというのは大事なことなのですが、再指定をするにあたって、鳥獣の生息状況をどのように把握しているのでしょうか。また直近ではどのようなデータをお持ちなのでしょうか。簡潔にお願いいたします。

<小泉（透） 部会長>

事務局、お願いします。

<事務局（自然環境保全課長）>

レッドデータブックのうち、植物については既に新しく更新したものを公表していますが、動物についてはこれから作業することになります。レッドデータブックを作るには、まず絶滅危惧の状況や生息状況をリストにして、それを整理したうえでランク付けしたものに詳しい説明を付けるという形になりますので、膨大な作業になり、時間もかかります。このため、他県でも取られている方法ですが、植物、昆虫、動物という風に分け、それぞれ専門とされる分野の先生方も違うので、順繰りに進めていきます。

今回の再指定にあたっては、先程の資料の説明の通りの調査状況しかありま

せんが、これまで明らかにされたレッドデータブック、もしくは県の様々なモニタリングで確認されている野生動物の生息状況などの情報も加味して把握しているものでございます。

<小泉（透） 部会長>

はい、渡辺委員よろしいでしょうか。

<渡辺（紀） 委員>

予想通りの答弁ですが、30年前の状況だと、ツキノワグマが約30頭であるというような記憶があります。あれから十何年経ちますが、今の畠山委員のお話の通り、街中あるいは里山でも生息を確認できたりするなど、肌感覚ではとても30頭ではないのではないかという感じがいたします。そういう意味では、再指定をするにあたって、データの更新、もしくは生息状況をする時期に来ている、あるいはそこに予算を投影するべきではないかと思うのですが、そのあたりの考え方について改めて伺います。

<小泉（透） 部会長>

はい、事務局お願いします。

<事務局（自然環境保全課長）>

ご指摘の通りで、直近で調べた数字は、平成24年にその時点での最新の分析手法を用いて得た推計値で中央値47頭となります。その方法を参考にしながら現在個体数推計に着手しています。当時も数年がかりで数字を出しており、クマの生息実態は、そう簡単に把握できるものではございません。

確かに人里へ出没するので、クマが増えたように見えますが、実はクマは行動範囲が非常に広い上、季節によってその行動を大きく変えます。なので、例えば奥山にいるクマがある季節には里に出てくることがあります。それも年によって違っており、山の実の生りの悪い年に里の方へ出てきて、そこで同じクマが何回も目撃されるとか、複数のクマが目撃されているということがあります。

これまでのところ、クマが丹沢でものすごく増えているわけではなく、目撃状況や県で仕掛けている自動撮影カメラの撮影状況、山地で行われているシカ管理捕獲での遭遇状況、そういったことを踏まえても、桁が変わるような生息実態の変動はないと把握しています。ただ、委員のご指摘の通り、できるだけ正確なデータの把握に努めて参ります。

なお、冒頭で「放獣地は山北と想像するが」と仰いましたが、放獣地は特定の場所に固定しているわけではなく、関係者との調整に基づいて決まるもので、そ

れが報道上の公表では「丹沢の鳥獣保護区」ですとか「奥山」という表現になっているもので、市町村が特定されるものではございません。以上です。

<小泉（透）部会長>

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほか、ご意見ご質問ありましたら挙手をお願いいたします。

それでは、ご意見ご質問ないようですので、この諮問案件につきまして、適当であると判断してよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、本件につきましては適当と認めます。

それでは、「諮問事項2 丹沢湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」の説明を事務局からお願いします。

<事務局（自然環境保全課野生生物グループリーダー）>

諮問資料により説明

<小泉（透）部会長>

はい、ありがとうございます。では、ただいまの事務局説明に関しましてご意見、ご質問ありましたら挙手をお願いいたします。

<畠山委員>

主な生息状況でガビチョウが記載されています。ガビチョウは特定外来種で、それに対してどう対策をとっていくかという記述がここにはありません。一方、先程の丹沢大山の方の再指定の資料を見ますと、鳥獣被害、農産物の被害などの対策が書かれていますが、特定外来種に対する対策も入れていただければ、先程の案件との統一性があるかと思います。

<小泉（透）部会長>

事務局、説明をお願いいたします。

<事務局（自然環境保全課長）>

特定外来種はものすごい数があつて、色々な形で運ばれてきます。県としては特定外来生物のうち、県内で確認されている種はまずそれを把握して、それぞれの分布状況、被害状況、防除手法などについて把握しうる情報を県民や市町村等に提供します。それに応じて対応方針を整理して、市町村等と意見交換しながら、連携協力して対応していくのが基本です。今回の外来生物法の改正によって、外

来生物の定着状況による役割分担が定義され、一般的な定着種については県・市町村の対応ということになりました。ガビチョウをはじめ、おびたしい数の外来生物がいるので、基本的には、防除対策は一般的な鳥獣被害と同じく、土地管理者や地域住民が行い、それを行政が支援するということとなります。その中でも分布の広がりや被害の状況によっては、専門的・広域的対応が必要と判断される種は、県が防除手法を確立するための試行をしたり、アライグマ・クリハラリスのように広域的観点から防除実施計画を立てて、市町村・関係機関とともに対応したりすることもあります。ガビチョウについては目下のところ、見守っていくという状況でございます。以上です。

<小泉（透）部会長>

畠山委員、よろしいでしょうか。

<畠山委員>

はい、ありがとうございます。

<小泉（透）部会長>

ほか、ご意見ご質問ありましたらご発言ください。

それでは、このまますトの中に載っていると分かりにくいと思いますので、ガビチョウは行を変えるか、「※」等をつけるかして、特定外来生物であることが分かるように表記していただけますか。

<事務局（自然環境保全課野生生物グループリーダー）>

はい、かしこまりました。

<小泉（透）部会長>

それでは、ただいまの諮問案件につきましては、ご意見いただきましたけれども、適当であると判断してよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、「諮問事項3 猟区の維持管理に関する事務の委託について」の説明を事務局からお願いします。

<事務局（自然環境保全課野生生物グループリーダー）>

諮問資料により説明

<小泉（透）部会長>

はい、ありがとうございます。では、ただいまの説明に関しましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

特にないようですので、この諮問事項につきましては適当と認めてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、諮問事項を終了いたしまして、報告事項に移らせていただきます。

本日は報告事項が6件ございます。

最初に「報告事項1 かながわ生物多様性計画改定素案について」の説明を事務局からお願いいたします。

<事務局（自然環境保全課緑地・自然公園グループリーダー）>

諮問資料により説明

<小泉（透）部会長>

はい、ありがとうございます。では、ただいまの報告につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

<倉本委員>

ベースになるものの考え方なのですが、（報告資料1-2の）50ページのエコロジカルネットワークの図について、これは我々から見た場合に全ての生き物が良いとは限らず、例えばクリハラリスやアオマツムシも、エコロジカルネットワークがあれば広がっていくことができるわけです。県民の皆さんがこの計画を理解するときに、「大部分はこの通りにやると良いこともある。でも…」と理解するのか、「ここに書いてあることがすべて正しい。それを守れば県の生物多様性が高まる。」と理解するのか、というのはかなり大きな違いがあると思います。千代田区で調査をしたとき、アオマツムシが街路樹のネットワークがあるところにみられるということが分かりまして、区が区民の方から猛批判を受けたということがございました。その区民の方は千代田区の生物多様性地域戦略を信じていて、その通りにやればよいのだ、間違いのないのだと思っていたけれども、実際はそうではなかったということに気付いたのだと思います。ただ、かなりの割合の県民の方に生物多様性について理解してもらわなければならないわけで、そのためには県民にとって分かりやすくするということも必要だと思います。そのあたりをどういうバランスにするか、あるいは成り立たないこともあることを書くべきなのか、ということについて、どうお考えでしょうか。

<小泉（透）部会長>

はい、ありがとうございます。事務局の方、説明をお願いします。

<事務局（自然環境保全課緑地・自然公園グループリーダー）>

ご指摘の通りかと思います。今回の計画では、分かりやすさ、県民が理解して行動につなげていきやすいということを重視してシンプルな書き方をいたしましたけれども、ご指摘のような弊害もあると思いますので、計画の中でそうした部分も改良していきたいと考えております。

<事務局（自然環境保全課長）>

外来生物という問題は自然環境に係るものの考え方を難しくしてしまう面があります。外来生物を一つの種に着目して扱ってよいのかということ、おそらく、街路樹は非常に薄い自然環境ではありますが、それがあつて多面的に環境が保全され、そこから生態系サービスを得ています。ただし、倉本委員がおっしゃったように相反する部分もあるということも含めてお伝えするというのは生物多様性の理解と行動促進になると思います。

基本的にエコロジカルネットワークの考え方は市町村にお示しするみどりの保全の基本的な考え方ですので、ここに異議を挟むようなややこしい記述は避けたいと思いますけれども、外来生物に関してそういった相反することが起きやすいというのは、コラム等、どこかで表現できたらと思います。

<倉本委員>

外来生物のことだけではなくて、病気とか寄生虫とか、そういったものも同じだと思います。必ずしも外来生物だけではない、つまり、プラスの面だけではなく、マイナスのこともあるのだということはどこかで分かるように記載する必要があります。

<小泉（透）部会長>

ありがとうございます。事務局、説明をお願いします。

<事務局（自然環境保全課長）>

病気や寄生虫となるとかなり深いところに分け入る部分になってきますので、どこまで表現できるかは検討したいと思います。「One Health」と言われるように、生物多様性は幅広い分野に繋がっています。例えば地球温暖化の議論に踏み入れれば地球温暖化の話にもなるし、今お話があつた病気等の衛生関係につなげていけば、さらに大きく広がっていきます。ただ、県単位で作る地域戦略として

の生物多様性計画にどこまで表現できるのかということはありません。いたずらに県民の皆様を怖がらせてはいけない一方、正しくストレートに伝えることも大事ですので、その辺の釣り合いを考えながら検討したいと思います。

<小泉（透）部会長>

（報告資料1－2の）50 ページに書いてあるように、環境省の白書の中でエコロジカルネットワーク推進、となっています。大原則のように扱われていますけれども、やはり生物社会について、人間との軋轢はポジティブな部分とネガティブな部分があり、それをどういう風に伝えていくかというのは、少し検討いただきたいと思います。

ほかにご意見ご質問等ありましたら。

<武生副部会長>

前回の生物多様性計画の検討委員会では推進体制のところは未定の段階で、今日の会議で初めて見るのですが、他県の動向について、例えば千葉県では生物多様性センターを設立して2008年から生物多様性の様々な施策をここに集約して推進しています。その後も、愛媛県が2012年、大阪府が2018年、近々ですと埼玉県が2022年に生物多様性センターを開設し、ここを中心として生物多様性関連の施策を進めていくという仕組みが作られました。今年も京都市と京都府合同でそういった多様性センターの開設をしています。環境行政に関していうと、神奈川県は先進県で、神奈川に学ぶということが盛んに行われてきたのですが、こと生物多様性に関していうと、次期計画ではセンターの開設が盛り込まれておらず、どう考えても都市圏の自治体の中で神奈川県は後進的、確実に遅れてしまったと感じています。このあたりについて今後はどのように推進体制を築いていくのか、また（報告資料1－2の）57 ページ（5）は生物多様性に関する情報共有の仕組み検討、で終わっていて、具体的な案が出ていません。この辺は実際にどのような方法で行っていくのかお教えいただきたいのですが。

<小泉（透）部会長>

はい、それでは事務局説明をお願いします。

<事務局（自然環境保全課長）>

ご指摘の通り、生物多様性センターを立ち上げるという点からすると、後進的という評価は謹んで受けたいと思います。ただ、具体的な自然環境の保全という面では、本県は独自の体制と施策を持ち、そこに様々な資源を割いて、多くの方と議論しながら進めてきているという自負もございます。丹沢に特化してきた

きらいはありますが、丹沢をきちんと再生できなければ次の手もないし、小網代をきちんと守れなければ次の手もない、ということで、かなり選択と集中でやってきました。そうはいっても、ここまで県土全域において生物多様性の問題が様々な形で広がってきている中では、今後は全域をカバーするような生物多様性情報の共有や相互の活用というのを目指さなければなりません。

確かに、(報告資料1-2の57ページ(5)では)「検討」と書いてあります。生物多様性情報の扱いというのは難しく、例えば神奈川県内で生物多様性情報が集積されているのは県立博物館ですが、それは博物館のプレゼンスを支えるものであり、相互に利用するにはかなり重厚長大な協議が必要です。今まさに、レッドデータブックの作成というプロセスで博物館と多様性計画所管部局との連携はスタートしており、そこを一つの皮切りにしたいと思います。

また、自然環境保全センターにもたくさんの情報があると皆さん思われるようですが、自然環境保全センターはあくまで研究・事業機関でありますので、そこにある情報は、目的に特化した研究情報であり、事業に絡むモニタリング情報となります。これについても生物多様性の観点から十分有効に活用しうるものであるので、自然環境保全センターの方でも推進研究推進構想の中で情報の整備ということを大きな重点項目に掲げて取り組んでいます。

今後、改定された多様性計画の下で自然環境保全センター、県立博物館、市町村等の博物館や資料館、県内で様々な活動をされる団体等と連携して順次進めていきたいと思っております。武生委員の厳しいご意見はそのまま受け止めつつ、既に始まっていることですので、計画策定を待たずにできるところから進めていきます。以上です。

<武生副部会長>

難しいところもあると分かってはいますが、ぜひ前向きに進めていただければと思います。

<事務局(自然環境保全課長)>

実態を伴ったら「生物多様性センター」を名乗りたいと思います。

<小泉(透)部会長>

天白委員お願いします。

<天白委員>

全体的に30by30に基づいて迅速に舵を切られているという風に読み取れて、率直に好感を持てるのですが、その一方で、30by30というのは、陸及び海域の

30%を保全しようという国際目標で、これを見ると海はどこにいつてしまったのだろうという感じがします。もちろん都道府県には領海という考え方はないと思うのですが、神奈川県内には藻場や干潟など、守るべき海域は確実に存在しているわけです。この本編の中で全く海の生物多様性について触れていないというのは、違和感があるかなという感じがしていますが、その辺いかがでしょうか。

<小泉（透） 部会長>

はい、ありがとうございます。では事務局説明をお願いします。

<事務局（自然環境保全課緑地・自然公園グループリーダー）>

海の30%というところですが、環境省が30by30に係る全国の状況を整備しているところですが、陸の方が先行しています。陸の方はこうしてある程度お示しできるのですが、海の方については今後示される予定でございますので、明確になっていないところがございます。では海の方はどうやって保全していくかということについては、素案の33ページから34ページのところで、藻場の再生なども含めて海の環境保全を進めていくというところを今回少し充実させて記載したというところでございます。以上でございます。

<小泉（透） 部会長>

天白委員、よろしいでしょうか。

<天白委員>

はい、ありがとうございます。できれば（報告資料1-2の）58ページの指標のところにも入れていただけるとよいかなと個人的には思いますが、状況については承知しました。

<小泉（透） 部会長>

はい、ありがとうございます。ただいまの件につきましては、環境省内部でも議論が進んでいて、どういうものを30の中に入れて拡大していったらよいかということは、まだきちんと決まっていない段階です。検討中ということで、追々基準が示されていくと思いますので、対応をお願いします。

ほか、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

松村委員をお願いします。

<松村委員>

30by30 に向けて、目標は分かっているけれども、どのくらいのスピード感で進められるのか、というのは非常に難しいと思います。先程のご説明でもレッドデータブックの基本的なデータでさえなかなか更新が難しいというところで、まったく新しい枠組みでやっていかないと、スピードとしては間に合わないだろうと思っています。少し前に、バイオームというアプリを開発している方にお話を伺いました。バイオームは皆さんが写真を撮ることで、毎日一万件以上の種のデータ、分布地が表れるというものです。例えば神戸市の場合だと、外来種のカミキリムシが入ってきたときにアラートを出して、皆でそれを撮影し、集中的に外来種対策をしていくといった取り組みを行っています。もちろん専門機関との関わり合いも必要ですが、スマホはほとんど皆が持っている基本的なデバイスになっていますので、(専門家と関わらずとも) スマホで写真を撮影できる、ということもあります。それは会社としてやっていることですので、すぐに県として利用できるというわけではありませんけれども、今までとは全く違う動きが現れてきているので、そうしたところとも連携しながら、ハードルを下げて楽しみながら取り組める仕組みについても協議し、スピードアップを図っていくことが大事かなと思っています。

<小泉(透) 部会長>

はい、ありがとうございます。事務局の方から回答ありましたらお願いします。

<事務局(自然環境保全課長)>

ありがとうございます。バイオームの話は以前も話題になって、関心を持っているところがございます。(報告資料1-2の) 55ページの保全行動の促進のところに取り入れられるものであれば試行的に取り入れていきたいと思っております。

実はそれよりも先行して、環境省が用意した生き物ログというツールを活用した市民参加の情報収集として県内の生き物調査というのは現行計画の段階でスタートしています。この取組は、里山の生き物と外来種にターゲットを絞り、専門家にもチェックしてもらって皆さんが見分けやすいものに絞り込んで情報を集めています。市民参加の情報にはバラつきがあつて、熱心な方がいるところで局所的に情報が集中しまつたり、特定の種ばかりが集まつたり、データの信頼性も厳しかったりということがあります。ただ、生物多様性の認知度を上げて行動してもらおうということが計画の大きな狙いですので、それを助けてくれるという点で、生き物ログやバイオーム等も活用していきたいと思っています。

<小泉(透) 部会長>

はい、よろしいでしょうか。

(報告資料1-2の)60ページの目標値、これは県主催のオーソライズされた研修会・イベントに参加というのではなく、自発的にアクセスしていくムーブを拓いていくというのが、これからの自然保護・自然教育の在り方だと思うので、この点ご了解いただければと思います。

ほか、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

なければこの報告につきましてはこのくらいにいたしまして、「報告事項2 第4次神奈川県アライグマ防除実施計画素案について」及び「報告事項3 神奈川県クリハラリス(タイワンリス)防除実施計画素案について」、2件まとめて報告をお願いいたします。

<事務局(自然環境保全課野生生物グループリーダー)>

諮問資料により説明

<小泉(透)部会長>

はい、ありがとうございます。ただいまの報告につきましてご意見、ご質問ありましたら挙手をお願いします。

<天白委員>

まずアライグマ防除実施計画素案についてですが、ぜひ新たな共通感染症への予防・備えを入れていただきたいです。例えば新型コロナもSARSも根源は共通感染症ではないかと言われていています。この間にもアライグマから新たな寄生虫が発見されたという事例もありますし、おそらく猫の次に一般市民に対する曝露の機会が高い野生動物ではないかと思しますので、そのあたりを入れていただけるといいかと思えます。それから、トラップシャイの個体に対する対策ということがこの中で全く触れられていないのですが、今回の計画の中で情報収集に関する取組を除いてしまったのは悪手かなと思います。個体の動向を現場が共有できていなかったがために第3次防除実施計画前後で効果が見られなかった、つまりその計画が失敗してしまった、という風に率直に感じました。

次に、クリハラリス防除実施計画の素案についてですが、前回も申し上げたのですけれども、遅きに失してしまった感が否めません。これまで県は何年にもわたってクリハラリス防除実施計画を作りますと市町に対して言われてきたと思いますが、市町の方へ聞くと、年度末に県へ問い合わせたらやっぱりできませんでしたと言われ、慌てて1~2週間で防除実施計画を作ったという話を交わしたことがあります。県から市町に対する新手のハラスメントではないかと

思いました。内容について、(報告資料3-2の)1ページ目の背景の部分に「神奈川県では、1950年代に鎌倉市や江の島で野生化したものが増加し、2000年代からしだいに県南東部の横須賀三浦地域に分布を広げ、現在ではこれらの地域で高密度になっています。さらに、住宅地に点在する緑地を伝い、分布域が北西側に拡大しつつあります。」と、江ノ島で野生化したものが鎌倉に行って、三浦半島から県東部に広がったような書き方をされているのですが、これは証明されているものなのでしょうか。最近の研究でも、三浦半島から県東部に拡大したものではないだろうということが、遺伝子解析で明らかになっています。要するに、別個の源で放たれたものがじわじわと広がっている。決して三浦半島から発したのではないということなので、そういう表現はやめていただきたいと思います。最後に、(報告資料3-2の)12ページの処分方法について、アライグマにおいては二酸化炭素及び麻酔という風に書いてありますけど、リスは二酸化炭素による処分と限定されています。二酸化炭素による処分もやり方を間違えると苦痛を与えてしまうので、むしろ麻酔を使ったほうが安楽に殺処分できます。二酸化炭素限定という書き方はしない方がよいのではないかと思います。以上です。

<小泉(透) 部会長>

ありがとうございます。事務局から回答をお願いします。

<事務局(自然環境保全課野生生物グループリーダー)>

まずアライグマの方について、新たな感染症に対する調査や対応を盛り込んでほしいというご意見だったと思います。今、回虫症の検査はしておりますが、新たな感染症が判明した場合に、新たな防除実施計画とは別の枠組みで対応していくこととなりますので、こちらの防除実施計画には書いておりませんが、新たな取り組みをすることを考えております。2点目の情報収集の取組につきましては、新たな技術も出てくると思うので、それらを踏まえながら検討しますが、市町村とやり取りする体制はできたということで、今回の計画には記載していません。

クリハラリスについては、県の計画策定がなかなかできなかったのはコロナの影響などもあって検討が進められなかったというところもございますので、ご容赦いただきたいと思います。続きまして、クリハラリスの流入経緯は諸説あると承知しております。ここには哺乳類学会からの要望書をもとに記載していますが、記載方法については検討したいと思っております。最後に、クリハラリスの処分についてはアライグマ計画の書きぶりと比較して記載を検討したいと思います。以上でございます。

<小泉（透）部会長>

はい、天白委員よろしいでしょうか。

<天白委員>

はい、ありがとうございます。哺乳類学会の表現は10年以上前の学説だと思います。研究は日々続いていますので、コロナだからという理由を付けずに、情報収集は適切にさせていただきたいと思います。トラップシャイについても同じで、そういった個体の動向・情報を現場で共有できる体制が重要だと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

<小泉（透）部会長>

ほか、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

ないようでしたら、科学的な記述に関する指摘がありましたので、専門部会でその辺はよく詰めてください。特に、殺処分方法に関しては、アニマル・ウェルフェアで無用な苦痛を長時間与えないといった原則がありますので、それに則った形で処分するようにしてください。

それでは、報告事項2、3についてはこのくらいにいたしまして、続きまして「報告事項4 令和5年度神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画」、「報告事項5 令和4年度神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画実績編」及び「報告事項6 令和5年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」、3件まとめて事務局から報告をお願いします。

<事務局（自然環境保全課野生生物グループリーダー）>

諮問資料により説明（ニホンジカ管理事業実施計画実績編については説明省略）

<小泉（透）部会長>

はい、了解しました。計画部分をご説明いただいて、実績についてはご確認くださいということですね。ただいまの報告に関しましてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

<畠山委員>

ニホンジカの実施計画の中で、箱根町について、民間事業者への委託の中で宮城野が挙げられているのですが、私は箱根湿生花園でガイドをやっていて、実際、

下見の時に桔梗があったので「これは明日説明しよう」と思っていた、翌日シカに食べられてしまっていた、ということがあります。フェンスも張られていますが、シカがそれを乗り越えるなど、なかなか防除できない状況で、結構深刻といますか、湿生花園ではそういう状況です。そういう意味で、箱根は宮城野だけではなく、仙石原とかにも広がりつつありますので、ぜひ箱根も厳しい状況にあるということをご認識していただいて、対策を講じていただきたいと思います。

<小泉（透） 部会長>

はい、ありがとうございます。事務局回答をお願いします。

<事務局（自然環境保全課長）>

委員のご指摘の通り、厳しい状況と認識しております。環境省、箱根町、隣接県である静岡県、私共と同じように域内に森林を保有している林野庁とともに共通の認識を持っております。箱根は丹沢と違って土地所有の形態が複雑で、国立公園という位置づけにあるため、一義的には環境省が自然環境の整備に取り組んでいます。その中で、今まで捕獲をやってきたのは箱根町で、前期計画から県の捕獲も始まり、水源税なども導入する形で、順次強化して参りました。ただ、国立や民間の所有地等があるので、全域というよりは、県管理森林の割合が高い市町で手の行き届かない場所を県がカバーする形でやっています。加えて近年は、箱根の小田原市側の山麓で、NPOによる市町と連携した捕獲も盛んに行われるようになってきて、順次捕獲主体が多様化してきました。今年スタートした第5次計画からは、さらに多様な主体による捕獲のレベルを上げました。一つは、神奈川県と静岡県が協力し、環境省の制度に則って一つの広域捕獲計画を策定しました。情報共有しながらそれぞれで区域を定めて捕獲に取り組んでいく枠組みが今年度から始まっています。また、環境省は、国立公園等の重要な場所について柵の設置を順次始めていますが、捕獲が行き届いていない所での捕獲も検討しています。林野庁でも、国有林内での捕獲を検討していると聞いております。環境省が主催する、箱根山城全体のシカ管理対策検討会議がありますので、そういった場で情報共有しながら、また日常的にも情報共有しながら進めていきたいと思っております。加えて、県は国立公園で県が管理する園地でも、わな捕獲を試行的にやっています。また、県管理森林では、野生動物を所管する部署だけではなく、日常的に森林を管理している部署による林道沿い等でのわな捕獲を本格実施に向けて試行を進めているところです。このように、第5次計画では色々な枠組みや主体による捕獲をやっていきます。上手く箱根のシカの状況が収まるかというのは、野生の動物ということもあり、非常に厳しい状況にあります。丹沢で経験したように、箱根でも困難な戦いが予想されますが、皆様のご協

力をいただきながら進めていきたいと思えます。以上です。

<小泉（透） 部会長>

はい、ありがとうございます。畠山委員よろしいですか。

<畠山委員>

はい、ありがとうございます。

<小泉（透） 部会長>

ほか、ご意見ご質問ありますでしょうか。

<佐々木委員>

シカについて、個体数調整の担い手の育成が非常に心配です。ここには人数の目標値の記載がありません。時々ハンター塾をやるのは分かるのですが、色々な担い手をどのようにどれくらい育成していくのか、という目標値を示していく必要性についてどのように考えているか教えていただきたいと思えます。

<小泉（透） 部会長>

はい、ありがとうございます。事務局回答をお願いします。

<事務局（自然環境保全課長）>

担い手の育成については、今日ご報告した実施計画の上位計画である第5次計画の中に位置づけています。その中には、委員のお話があったように、ハンター塾という形で、経験の浅い狩猟者に、実際の狩猟を熟練したハンターの指導の下で体験していただくことで、ハンターとして活躍できる足掛かりとなるような、県や市町の管理捕獲等に参加していただく足掛かりとなるような、体験型の研修をやっています。これは非常に危険を伴うもので、大勢による講座形式というわけにはいかないため、今までの実施状況では年間2回くらい、計30人程度が参加しているという規模です。これ以外にも、神奈川県猟友会をはじめとする狩猟団体が実施している色々な狩猟体験の場があります。そのほか技術を向上させる射撃大会なども、県ではなく民間団体が進めている状況であり、人材育成はそうした団体と県が協力し合ってやっていくものと思えます。なお、県の管理捕獲は、若手の狩猟者がベテランと共に実際の狩猟活動に携わる良い機会だと思えます。この分野の人材育成は、県が主体となって学校のように人を育てていくものではありませんが、狩猟者の皆様と意見交換をして、私たちの方でできる良い取り組みがあれば取り入れてやっていきたいと思えます。ちなみ

に、冒頭お認めいただいた諮問事項のうち猟区について、神奈川県は特徴的で、狭いエリアに4つの猟区があります。これは若手の登竜門として役に立っています。定期的に地元の狩猟者を中心とした研修会や県猟友会が主催する研修会などが行われてきました。都市に近い大自然があるところですので、こういうところも使っていきたいと思います。

<小泉（透）部会長>

はい、よろしいでしょうか。ほか、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

<畠山委員>

ニホンザルについて、K4群をなくしてしまうということで、人間にとっては迷惑なので絶滅させてしまいたいということだと思いますが、サルにとっては全頭捕獲して殺されてしまうというのはいい迷惑です。ではどうしたらよいのかという解は持っていないのですが、何とか全頭捕獲を避ける良い方法はないものかと思っています。確かに、全頭捕獲して絶滅させてしまえばその地域の方々の被害は防げるものの、サルを我々人間の判断で絶滅させてよいのかは疑問に思っていて、かといって良い方策があるわけでもないのですが、何かいい方策を考える方向で進めていただければと思っています。

<小泉（透）部会長>

はい、事務局回答ありましたらお願いします。

<事務局（自然環境保全課長）>

今日お示ししたのは年度の実施計画です。その中で、今の質問に答えられるよう、非常に簡略ですが、1ページから4ページまで神奈川県の本州管理計画の基本的な考え方を抜粋して掲載しています。基本的な考え方は「管理」なので、被害を防ぎつつ、維持できる個体群は維持していくということになります。全頭捕獲というのは、色々対策を講じて、それ以外に打つ手がない群れに行くものです。サルというのは非常にやっかいな動物で、学習性があり、運動能力が高く、群れで組織的な行動をします。また、人間が食べるものは何でも食べてしまい、地域にとっては大きな被害が大きいです。学習性があるので、人間が怖くないと思えばどんどん人の生活域に入ってきて狼藉を働くという。それが最頂点に達してしまったのがS群です。これは私たちにとってはサルに負けたということ。全頭捕獲というのは人間が勝ったということではなくて、私たちにとってはサル管理の局地的な敗北ということになります。それ以外にも、例えば県央地域ですと、複数の群れが山麓から市街地にかけてひしめき合って生息し

ています。そういう中では、ここに書いてある基本的な考えの通りに、サルを山へ追い払って里に来ないようにすることは、口で言うのは簡単でも実際には非常に困難で、追い上げようとする先にもまた群れがいて、追い上げようがないという事態も生じています。そういった場合も群れの除去をしています。サル地域個体群については、かなり緻密なモニタリングをして管理しています。サルの対策は、野生動物全般に共通する話ですが、サルが来づらくするというのが基本です。そういう意味では、集落環境の整備や、サルが食べるものに手が届きづらくする電気柵の設置などの防護対策が基本になります。また、サルは安全だと思ふと凶に乗ってどんどん近付いてきてしまうので、そういった特徴に鑑みた追い払いや追い上げといった基本対策の上で捕獲を行います。捕獲イコール全頭捕獲ではなく、群れの中で、加害性が高くリーダーシップを取るような凶悪な個体が1頭でもいると群れ全体の加害性が上がってしまいます。群れを統率しているリーダーを捕ってしまうとサルの群れがバラバラになってしまうので、捕りませんけれども、群れの中に入って群れ全体の加害レベルを引き上げている個体を識別し、除去するという加害捕獲個体というのをやりつつ、群れの加害性を下げながら、どうしてもやむを得ない群れは除去するようにしています。サルの対策は県だけではどうしようもなく、市町村、専門家、地域住民の協力のもとでないとできないことです。引き続き皆さんの協力をいただきながら、できれば殺さずに済むような方法で、時として毅然とした方法を取りながら進めていきたいと思ひます。以上です。

<小泉（透）部会長>

畠山委員、よろしいでしょうか。

<畠山委員>

ありがとうございます。

<小泉（透）部会長>

ほか、ご意見ご質問ないようでしたら、報告事項の方はこれで終了させていただきます。

どうもご協力ありがとうございます。本日の議題はこれですべて終了いたしました。事務局から何か伝達事項はありますでしょうか。

<事務局（自然環境保全課副課長）>

今回の開催につきましては、現在のところ未定です。開催する場合は、後日、

委員の皆様にご連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

<小泉（透）部会長>

以上をもちまして、令和5年第1回神奈川県自然環境保全審議会自然保護部会を閉会いたします。皆様、長時間のご議論お疲れ様でした。これにて閉会いたします。

以上